

○中村芳信委員長

ただいまから中山間地域・離島振興特別委員会を開会いたします。

今日が今期県議会の前半の終わりでございまして、私たちのこの委員会も最後の調査、審査ということになりました。２年間、大変ありがとうございました。

今日は、第６期島根県中山間地域活性化計画、そして中山間地域の区域指定について、また第２期島根県農林水産基本計画、それから中山間地域の農業の状況、以上につきまして審査をいただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、所管事項の調査に入ります。

はじめに、執行部を代表しまして、地域振興部長並びに農林水産部長から御挨拶を受けることといたします。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

おはようございます。中村委員長、白石副委員長はじめ委員の皆様方には、平素より中山間地域・離島振興施策などに関しまして、格別の御理解、御指導賜っており、誠にありがとうございます。

先ほど委員長のほうからもありましたけれども、中山間地域活性化計画につきましては、昨年１２月の本委員会におきまして、次期計画となります第６期計画の素案について御説明を申し上げ、委員の皆様より様々な角度からの御意見をいただいたところでございます。

また、市町村からの御意見やパブリックコメントも踏まえまして、本日は、前回お示しいたしました計画素案からの修正点及び最終案について御説明をさせていただきます。引き続き、県民の皆様、それぞれの住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただけるように、市町村などと連携いたしまして、小さな拠点づくりのモデル地区の取組をはじめとした先進事例の横展開を図りますとともに、買物、燃油、生活交通などの生活機能維持・確保するための施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本日は、このほか中山間地域の区域指定の見直しについても御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

おはようございます。中村委員長、白石副委員長はじめ委員の皆様には、農林水産行政の推進に御指導、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、農林水産部からは、次期の農林水産基本計画の案と、計画に関連する項目といたしまして、中山間地域農業の現状について御報告させていただきます。

次期農林水産基本計画につきましては、昨年の１２月１７日の中山間地域・離島振興特別委員会におきまして計画の骨子について御説明をいたしましたけれども、今回はパブリックコメントの結果と、それらを盛り込んだ計画案の概略について、先週６日の農林水産商工委員会で御説明させていただいた内容を改めて報告させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

ありがとうございました。

それでは、本委員会に関係する項目につきまして執行部から説明を受けたいと思います。
はじめに、第6期島根県中山間地域活性化計画（案）について、中山間地域の区域指定
についての2項目につきまして、地域振興部から説明をお願いします。

なお、質疑は全ての説明を受けた後に一括して受けることといたしますので、よろしく
お願いします。

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

それでは、1項目めの第6期島根県中山間地域活性化計画の案について御説明いたしま
す。

資料1-1をお願いいたします。中山間地域活性化計画につきましては、12月17日
の特別委員会で素案を説明いたしまして御議論いただき、その後、パブリックコメントと
市町村への意見照会を行いました。県議会や市町村の皆様からの御意見、パブリックコメ
ント、また、創生計画をはじめ、ほかの計画との整合などを踏まえまして、本日最終案を
説明するものでございます。

お手元の資料1-1は主な修正点をまとめたもの、また、資料1-2はパブリックコメ
ントや市町村からの意見とその意見に対する考え方を整理したものであります。資料1-
2にありますとおり、意見は全部で14件いただきました。このうち、番号7と最後の1
4番、この2件がパブリックコメントによる意見で、そのほか12件は市町村からいただ
いた意見となります。

それでは、意見などを踏まえ素案からの主な修正点について御説明をいたします。
計画案を使って説明いたしますので、資料1-3を御覧ください。素案からの変更箇所につ
きましては下線を引いておりますので、主な修正点について順次説明をいたします。

まず、資料1-3、16ページを御覧ください。これからの中山間地域対策の方向性の
中で、素案では、生活機能の確保に直結する取組について、行政がより関与しながら旧市
町村を基本単位として生活機能の維持・確保に「努めていきます」と記載しておりました。
本委員会での御意見を踏まえまして、16ページ中ほどの下線部分にありますように、
「進めていきます」と改めたところでございます。

続きまして、同じく16ページの下から3つ目の段落ですが、本委員会での御意見を踏
まえまして、道路などの社会基盤整備、維持管理につきまして追記をいたしました。追記
の内容は、現行の第5期計画で記載しているものを参考にしております。

続きまして、19ページを御覧ください。推進体制の（3）、県の役割のうち、市町村
への支援に関する部分となります。こちらは、本委員会や市町村からの御意見をいただき
まして追記をしております。具体的には、1つ目のポツ、県が支援や調整を行う課題につ
きまして、より丁寧に書かせていただきました。2つ目のポツは、現在も行っております
が、人材育成に向けた研修や意見交換の機会の創出、また、国の補助金、交付金など、地
域づくりへの支援を目的とした様々な助成制度の情報提供を行うことを追記しております。

続きまして、34ページを御覧ください。①地域生活交通への確保の最後のポツとな
ります。委員会での御意見を踏まえまして、持続可能な地域生活交通の維持・確保に向け
て、A I デマンド型交通や自動運転などの活用について研究を進める旨追記をいたしました。

続きまして、35ページを御覧ください。下のほうにあります、②鳥獣被害対策の推進

につきましては、後ほど農林水産部からも説明がございますが、第2期農林水産基本計画の記載と整合を図るため、下線部分を追記しております。県や市町村が行う水田園芸などの産地づくりや、中山間地域等における営農維持・発展の取組を行う地域を重点的に支援する旨追記するものでございます。

続きまして、37ページを御覧ください。下のほうにあります、①ICTを利活用した中山間地域の課題解決につきましては、総合戦略アクションプランなどの記載と整合を図るため、下線部分を修正しております。より幅広い取組を含めて、デジタルスキルを習得する機会を提供する考えなどについて追記しております。

最後になりますが、46ページ以降には資料編としまして、中山間地域の現状に関する直近のデータ、また、モデル地区をはじめ小さな拠点づくりの先進事例や、スモールビジネスの先行事例など、参考資料を追加しております。

以上、これまでの御意見などを踏まえました素案からの主な変更点を説明いたしました。今後は、本日の委員会での御議論を踏まえた上で、年度内に第6期中山間地域活性化計画として確定させていただきたいと考えております。

次に、2項目めの中山間地域の区域指定について御説明いたします。

資料2をお願いいたします。中山間地域活性化基本条例及び施行規則に基づく中山間地域の区域につきましては、1ポツにあります4つの要件のいずれかを満たす地域を指定しておりますが、過疎新法の施行や国勢調査の結果の反映などにより、適宜区域の見直しを行っているところでございます。

4年前の令和3年3月12日の特別委員会におきまして、令和3年の過疎新法の施行や区域指定の一部誤りに伴い、中山間地域の要件を満たさなくなった区域につきましては、経過措置として現行の第5期計画の期間である令和6年度までは継続して中山間地域の区域として指定する旨、報告したところであります。

このたび、令和6年度末を迎え、この経過措置が終了いたしますので、中山間地域の指定を解除する区域について改めて報告させていただくとともに、第6期計画の策定に当たりまして、中山間地域の定義について一部見直しを行いたいと考えておりますので、その内容について御説明をいたします。

まず、令和3年に報告した内容となりますが、2ポツにありますとおり、経過措置の終了により中山間地域の指定を解除したのは、4つの区域となります。（1）の旧浜田市、旧国府村は、過疎新法施行により、現在の浜田市がみなし過疎地域となりましたが、浜田市のうちこの2つの区域は中山間地域の要件1から4いずれにも該当しないため、指定が解除されるもの。また、（2）の旧八束村、旧伊野村は、本来、別に定める区域の指定を解除すべきところ、誤りにより指定していたものとなっております。

なお、3ページの地図の下の枠囲みを見ていただきますと、旧伊野村には一部辺地として指定される地域がございますので、その辺地の部分につきましては、引き続き中山間地域に指定されるところでございます。

次に、戻って2ページを御覧ください。3ポツの中山間地域の定義の見直し案についてであります。現行の中山間地域の定義のうち、要件1の過疎地域にはみなし過疎地域を含んでおりませんが、（1）にありますとおり、これを新たに加えたいと考えております。

見直しの理由としましては、（2）にありますように、みなし過疎地域は国の制度上、

過疎対策事業債が発行できるなど、全部過疎地域、一部過疎地域と同様の支援措置が受けられる一方で、従来、県では中山間地域の区域としていなかったため、みなし過疎地域においては国と県で支援対象が異なる状況となっております。このたび、第6期中山間地域活性化計画の策定に当たりまして、改めて中山間地域の定義について精査を行い、要件1の過疎地域については国の支援対象と合わせることが適当と考えるものでございます。

この定義の見直しにより中山間地域に指定されることとなる区域は、現在の合併後の浜田市全域となります。中山間地域の区域の指定解除、また、定義の見直しに伴う規則改正につきましては、令和7年4月1日を施行日として、今月末までに県報において告示する予定でございます。

なお、先ほど御説明いたしました資料1ー3、中山間地域活性化計画案の中にあります中山間地域の地図をはじめ、区域指定に係る箇所などにつきましては、今後置き換えを行いたいと考えております。私からの説明は以上です。

○中村芳信委員長

それでは、質疑を受けることといたします。

ただいまの説明に対しまして、質問、意見等があればお願いをいたします。

なお、発言の際には、お手元のマイクのスイッチを押して発言をください。

須山委員。

○須山委員

中山間地域活性化計画についてはこれまでかなり議論してきましたし、パブリックコメントもする中でいろんな意見が反映されたということでございますので、私は基本的には了としたいと思います。問題はこれをどれだけ実行していけるかということでございますので、しっかり頑張っていただきたいと思うのですが、私が聞きたかったのは、中山間地域の区域指定を聞きたいんですが、結局、前回の過疎法の改正のときに、本来はフォローしておかなくてはいけなかったところをできてなかったということで、今回規約を見直すということですから、これはこれで、やることについては問題はないんですけど、私は今後のことを少し心配をしてるんです。

といいますのは、今の解釈でいうと、過疎法で指定される地域を中山間地域とするというふうに定義をするわけでありましたが、次期、この過疎法がどういう状況になるのかというのはちょっと見通せないんですよ。逆に言うと、状況によっては、今、過疎地域に指定されてるところも外されるかもしれない。前回もかなりそういう議論で国もすったもんだったわけでありまして、そうはあっても、やはり島根県における中山間地域っていうのは、それ以上の区域をもって本来指定して、こういった計画を反映させるということが、多分、将来求められてくるのではないかなと思うんですね。そういった意味では、そういったところも標榜しながら、この中山間地域の定義というのは検討しておかなければならないというふうに思うんですけども、そこら辺はどのように執行部は考えておられますか。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

ありがとうございます。須山委員から中山間地域の定義の今後の見直し方針と思われるま

すけども、意見をいただきました。基本的には、先ほど委員がおっしゃられたとおり、国が指定されるところよりも県がこの中山間地域活性化基本条例に基づいて、幅広く拾っているという状況でございます。

ただ、先ほど見直し案として上げさせていただいたみなし過疎のところだけが、国よりも狭い範囲で指定していたというような状況でございます。同様の中山間地域活性化条例に類するような条例を制定されている県がございます、そういったところの指定状況なども参考にしたいと思いますし、先ほどもありました過疎法については、現在の法律が令和12年度までということでもまだ少し先ではありますけども、その他の特定振興法なども見据えながら、幅広く、国の支援対象から外れたところでもできるだけ支援できるような形になるような検討もしていけないといけないのかなというふうに思っております。

当面は、令和7年の国勢調査、この反映が過疎法なり中山間地域の区域指定のほうに反映するような形になっておりますので、そこら辺の動向なども見ながら、今後検討していきたいと考えております。

○中村芳信委員長

須山委員。

○須山委員

今、執行部から説明あったように、いわゆるその国勢調査もあるわけで、そこで外れる可能性もあるということですから、やはり令和12年の改正まではまだ時間がありますけども、やはりその備えといいますか、しっかりその中山間地域として指定をしていって、守っていかなければならない地域というのは別にあると思いますんで、しっかりそこら辺は、島根県としてどこが区域になるかっていうことは、国の判断とは別にしっかり持っていたきたいというふうに思ってますんで、ぜひともそういった思いで引き続きよろしくお願いしたいと思います。答弁、結構でございます。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

計画というのは非常に多岐にわたる幅の広いもので、いろいろ課題があるというのは、共通の認識だというふうに思うんですけれども、私、厳しいこと言うつもりはないんですけれども、この計画が実行されれば中山間地域対策は十分になるのかという点では、一生懸命つくっておられるってことは重々承知の上ですけれども、国全体の流れなんかもあったりして、決してこれで中山間地域対策は万全だというふうにはならないと思うんです。

そうはいつでも、島根県としてしっかり中山間地域で人が住み続けられるように、あるいは人口が増えるように、定住が進むように、産業だって振興できるようにということで考えられているとは思いますが、若干、言葉尻つかまえたくはないんですけれども、今、訪問介護の基本報酬の引下げが問題になり、高額療養費の話もあった。社会保障全体が縮小されている中で、そのしわ寄せは中山間地域の住民に間違いなく及んでいると思います。福祉、社会保障でいうと間違いのないと思いますし、それ以外には農業もまさにそうだと思うし、それから地域交通だってそうでしょう。かなり多岐にわたってこの日本社会の矛盾点といいますか、課題が縮図のように現れてきているのが中山間地域で、もろに影響を受けているわけなんですよね。

32ページで介護のことを言及されていて、この間議論してきたところなんですけれども、若干、危機感が足りないというか、これでいいのかっていう点を1例挙げると、③で介護の確保、これはいうまでもなく非常に大事なことで、その認識は健康福祉部も持っておられて、当然知事も持っていて、国に対して、調査も踏まえて意見言っておられる、それは重々承知の上なんですけれども、書きぶりが、「限られた資源を有効に活用することで地域に必要なサービスが維持されるよう」と書いてあって、「地域関係者による議論を促します」という表現なんですよね。議論を促すこと自体は決して間違いではないと思うんですけれども、じゃあ議論を促すだけで、計画にうたうだけで十分なのかというと、十分ではないですよ。せっかく計画つくるわけなので、議論を促すというその先に、じゃあ県はどこまで責任負うのか。島根ミニマムという議論もこの間あったところなんですけれども、その最低生活保障をどうするのかっていうところを、きちっと私は明確にしてほしいと思うんです。

続いて、この④の地域包括ケアシステム、この間推進されてきて様々な苦労があるんですけれども、住民が主体となった支え合いの仕組みという表現がされてますよね。住民は高齢化が進んでいて、猫の手も借りたいぐらい人手不足という中で、住民が主体となって支え合いましょうねというこの声かけが、若干酷な気がするんですよ。本来、社会保障全体で責任を負うべき国や自治体っていうのがある中で、当然その住民同士の支え合いって大事なことだとは思いますが、そんなことは住民が行政に言われなくたって分かっていることだと思うんですよ。

さらに、その次のポツでいうと、下から2行目から、市町村において地域の実情を踏まえた議論や検討が進むよう支援しますと。議論や検討を進めるのは大いに結構なことなんですけれども、その先に、島根県が計画として、「誰もが、誰かの、たからもの。」っていうように、きちっとこう、どこに住んでいる人であってもしっかり生活は保障される、そういうところまで私たちは責任を負いますよということまで、僕は踏み込んでいいと思うんです。ですので、計画全体としては、この中山間地域を今後どうしていくかというところで、総論はそう間違いではないと思うんですけれども、その一つ一つの課題に対しての踏み込み具合というか、実態からすると、地域の危機感からすると、少し物足りないといえますかね、不十分といえますかね、責任を負う主体っていうその中の一翼だということは明確にしていきたいなというふうに思った次第です。以上です。

○中村芳信委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

今、訪問介護の関係について、大国委員のほうから、取組が不十分ではないかという御意見だったと思います。確かに議論を促しますとかいう言い方をしております。基本的には、介護というのは市町村が中心となってやるものだと考えております。それを県は支援していくという考えの下でしております。そして、地域それぞれによって実情が違っているというところございますので、その地域に合った実情、そういったことはやはり市町村でしっかり議論してもらわなければ次に進めないというところで、こういうふうな書き方をさせてもらっております。その先には、当然、市町村が中心になって地域の介護を守る、そういった取組を県は支援していくというふうに考えております。また、地域包括ケ

アにつきましても、住民主体というのは、酷ではないかという話もありましたが、そうはいっても地域の市町村単位もありますが、集落単位とか、そういったところでの住民同士の支えはやはりこれから大事になってくると思いますので、こういった計画にさせてもらっているところでございます。以上です。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

もう答弁求めませんけれども、この間、議論もしてきているんで、よくそこは理解していただくとすると思うんですけれども、確かに、それは介護でいうと市町村が、あるいは広域事務組合がやるという、そのとおりだと思うんですよ。島根県は広域自治体なわけですよ、基礎自治体でなく広域自治体。でも、今起きているいろんな課題っていうのは県全体で、何かその特定の市町村だけで起きていることではなくて、もっというと国全体で、地方全体で起きていることだというふうに思うんですよ。確かに、おっしゃることは市町村が主体というのはそれはそうだと思うんですけれども、じゃあ、県は単に議論を促したりとか、考えましょねと、責任持ってくださいねと、どういう言い方されるか分かりませんけれども、そういう立場でいいのかということなんですよ。やはり、全国の都道府県見ると、島根もそうですけれども、都道府県単位で独自に社会保障の施策打ってるところはいっぱいあるじゃないですか。島根県だって子どもの医療費助成やるじゃないですか。そういう視点から見ると、介護の分野だって同じように、私は、何か議論を促すとかいうことではなくて、しっかり踏み込んで、地域で地域包括ケアシステム進めてきたんであったら、そこに責任を負うというところは、度合いはあるかもしれないにしても、そこは明確に、せつかく計画つくるんだから、落とし込んでおくべきだと私は思います。以上です。

○中村芳信委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

計画のほうでございます。34ページの地域生活交通の確保というところでございます。デマンド型の乗合タクシーの転換とかコミュニティバスとか、こういう取組も大事だと思っておりますけれども、一方で最近、共助型といいますか、道路交通に関する法律の適用が及ぶ必要のない中で、ライドシェアという考え方があると聞いております。このことについて、自治体、あるいは国のほうからの支援が手厚くなっているということを聞いておりますが、そのことについて何か情報がありましたら教えていただけたらなと思っております。

○中村芳信委員長

桐田地域振興部次長。

○桐田地域振興部次長（交通）

昨日、研修会、私も聞かせていただきました。ライドシェアという言葉がいろいろな主体、受け止めによって、定義がはっきりしない部分とぼんやりしている部分とあると思っております。昨日お話にあった共助型のライドシェア、いわゆるこちら、島根県でいうと互助の取組の御説明であったと思います。

昨日、説明では、武雄市は4万6,000人ぐらいの市だということですので、島根県

でいいますと、浜田市より小さく益田市より大きいぐらいの規模ということでございます。我々も小さな拠点づくりを進める中で交通部門も、6月の定例会で御報告したと思いますが、生活交通の取組というのはまさにこの互助の取組だと思っております、それぞれの地域で今、6月の定例会の報告で34か所34地区で取り組まれているということでございます。その中で、安来の比田のほうでも、このライドシェアに似た形で自治会輸送をされていると思っております。

昨日、御説明の中でもありましたように、国のほうでも問題意識、島根県は課題が先行しているものですから、それに基づいて小さな拠点づくりの中で、住民の移動の確保ということを含めて取り組んでいるという状況ですので、国土交通省からまた説明があったり、協会のほうからも今後、説明、情報提供いただけるということですので、そういった情報も市町村と共有しながら、その地域地域でやはり課題感、あるいは規模感が違いますので、そういったことに合う形でいいものを取り入れていく、要は住民の方の移動手段をどう確保していくかというところにつながると思いますが、そういったことを進めてまいりたいと考えております。

○中村芳信委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございます。そうした意味で、例示的にといいますか、可能であればライドシェアというその言葉をこの中に取り入れていただけたらなというふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○中村芳信委員長

桐田地域振興部次長。

○桐田地域振興部次長（交通）

そういう意味でこの中山間地域活性化計画ではこれまでも生活交通の確保という言い方をしておりますので、同義ではあります。文言として入れるかどうかは、またライドシェアの言葉が、先ほど申しましたように、統一した言葉ではありませんので、計画に入れるかどうかというのは、また検討させていただければと思います。

○嘉本委員

ぜひ御検討いただけたらと思っております。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

この中山間地域活性化計画に基づいて今後いろんな施策が展開されていくんだろうと思います。総花的にここで目指している方向性っていうのは私も大賛成であります。私自身の被害妄想かもしれませんが、この計画を見るたびに、農山漁村と言ってますよね。あるいは農林水産業と言っている。海の集落はどうなっているんだろうなというのをいつも思うんですけども、なかなか漁村というのは、あるいは漁村集落というのは、まず土地がないんですね。背後まで山が迫っている狭い中で人が密集して、火事とかあっても消防車が入れないような細い道の中で身を寄り添い合いながら暮らしている、そういうところへの視点っていうのが何となくぼんやりし過ぎて、中山間地域に比べると逆に密集していて、

そこには仕事面でも漁業権というものが設定されていますから、集落としてはなくならないというような思いがあるのかもしれませんが、実際にはどんどん人口が減って、もう非常に空き家率が物すごく高いんですね。そういう中で、一方でUIターンが進みづらい、つまり、今のニーズからいうと田舎暮らしで、あるいは車で移動できるためのスペースがあって、あるいは家庭菜園ができ、あるいは園芸ができるようなスペースがあってというような一般的な田舎暮らしのイメージからすると、そういった土地はないわけなんですよ。

ですから、なかなかそういったUIターンも進まない、そういう中でこの中山間地域活性化計画で、漁村を守らないといけないという視点をもうちょっと打ち出してほしいなというのは、一番大きな違いは何かっていうと、漁村っていうのは国境なんですね。ここが守れないようになったら、本当に社会不安が増大してくる、そういう思いが私自身強いものですから、漁村の活性化という点から、どういう思いを持っておられるかお聞きします。

○中村芳信委員長

横田農林水産部次長。

○横田農林水産部次長（水産）

それでは、お答えします。農林水産部としては、後ほど説明しますが、農林水産基本計画第2期のほうで、今、吉田委員が御指摘の方向に沿って、重要な漁業集落、漁村を守っていくという視点で、特に農林水産部ですので、産業政策の一環として、そこで漁業はちゃんとやって、その漁村を守っていくということを取り込んで、その対策を講じようとしておりますので、今、言われたとおり中山間地域でもあります、漁村の維持、発展について、引き続き、漁業をやっていながら、それを通して漁村を守っていくというところで施策を行っていきたいと思っております。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

農林水産部っていうのは産業政策ですから、それはそれでいいですよ。そうではなくて、地域振興という視点から、漁村っていうのは漁業だけの話じゃないんです、漁村に暮らしているいろんな人たちがいるわけですね。そういう人たちを考えた場合に、基幹道路から海に向かって行くと、もうそこで行き止まりというのが漁村の姿ですので、そういったことも含めて、私は地域振興という視点からどういう思いを持っているか、漁村に対してというのをお聞きしたいんですが、いかがですか。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

大変失礼いたしました。地域振興という観点で漁村をどう捉えているかということだと思いますけども、農山漁村ということで一くくりにさせていただいておりますが、それぞれで置かれた土地とか、先ほど委員からもありましたけども、置かれた状況というのは異なるとは思いますけども、地域振興部としては小さな拠点づくりの中で、集落の維持ということで生活機能の確保、維持、そういったところに努めていきたいと思っておりますし、先ほど委員からもありました国境という観点、こちらのほうも非常に大事だと思っております。

まして、こちらのほうは有人国境離島法に基づく計画が別途ございますので、そういったところとしっかり連動させながら、この中山間地域活性化計画も進めていきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

離島だけではなくて、島根県の海岸線、全部国境ですから、守っていただきたい。よろしくをお願いします。

○中村芳信委員長

よろしいですね。

それでは、続きまして、第2期島根県農林水産基本計画（案）について、中山間地域農業の現状につきまして、農林水産部から説明をお願いします。

志田原農林水産総務課管理監。

○志田原農林水産総務課管理監

それでは、第2期島根県農林水産基本計画（案）について、農林水産商工委員会において報告した内容を改めて説明させていただきます。

資料は1－1をお願いいたします。今回お示しします計画案では、前回報告いたしました骨子から肉づけをしまして、それぞれの取組項目において課題と今後の方向性を明確にした上で、新たな目標の設定と取組方針を定めております。

はじめに、農業について御説明します。23ページを御覧ください。まず、将来ビジョン・基本目標につきましては、全国に比べ農地の生産性・収益性が低い現状から、全国レベルの生産性・収益性を目指し、農業産出額100億円増と、重点推進事項の効果額100億円を創出することを、第1期計画に引き続き、第2期計画においてもビジョン・目標に掲げております。

次に、24ページを御覧ください。もう一つの将来ビジョン・基本目標としまして、農村における暮らしや営農を維持する観点から、担い手不在集落を解消するだけでなく、現在担い手がいる集落を将来にわたり担い手がいる状態で維持していくため、農業集落において担い手がいる割合を現状の70%から、10年後は80%に引き上げることを将来ビジョンとし、計画期間の目標としては、担い手がいる割合を75%に引き上げることであります。この大きな2つが農業に関する計画の目標、柱となっております。

続いて、重点的に取り組む分野について御説明します。25ページを御覧ください。第1期計画では、持続可能な農業・農村の実現に向けて、生産性・収益性の高い産業構造への転換を図るとともに、意欲ある担い手の確保・育成などに取り組んでまいりました。

第2期計画では、第1期計画の取組を継続しつつ、資材高騰や労働力不足、気候変動などの新たな課題に対応し、農業経営の改善に向けた取組をさらに進めてまいります。

まず、ひとつづくりの取組に関しましては、認定新規就農者の確保・育成において、現在、年40人前後の認定新規就農者数を年60人以上に増加させるため、リクルート活動や研修体制の強化に取り組めます。

中核的な担い手の確保・育成につきましては、販売額1,000万円以上の中核的担い手数を1,000以上にするを目標に、経営改善に向けた支援等に取り組めます。

集落営農組織の経営改善につきましては、収益確保に向け、多角化の取組を引き続き進めるとともに、他の重点推進事項と連携し、生産性・収益性の向上に取り組み、経営多角化に取り組む割合８０％以上を目標としております。

続いて、ものづくりの取組に関しましては、水田園芸では、これまでの取組により拠点となる産地が形成されてきており、さらなる生産拡大や規模拡大が進むよう、機械の共同利用、作業の分業化等の仕組みづくりや、加工、業務向け契約取引の促進などに取り組み、取組面積４００ヘクタールへの拡大を目指します。

有機農業では、有機米など取組が拡大しており、今後、新たな担い手確保を加速化するため、慣行栽培から有機農業への転換等を支援し、耕地面積に占める有機ＪＡＳ面積の割合１．５％以上を目指します。

続いて、２６ページを御覧ください。肉用牛生産の拡大では、繁殖雌牛の改良や種雄牛改良の強化のほか、繁殖を主業で行う農家の育成など生産構造の転換に向けた対策を進め、子牛生産頭数９，０００頭を目指します。

地域主導による産地の拡大では、生産者が主体的に取り組む産地に対し、産地ビジョン策定やビジョンの実行に対する支援を行い、取組による新規生産者５０人以上を確保してまいります。

生産性の高い米づくりの確立では、担い手が生産コストの削減を図りながら規模拡大を進められるよう、気候変動に対応した新品種の導入や、集出荷体制の合理化によるコスト削減対策に取り組み、単収の確保と１等米比率８０％の実現に向け取り組みます。

また、人口減少が進む中、中山間地域を中心に農地の荒廃や農村生活環境の悪化が懸念されていることから、地域の農業、農地の維持に向けて少ない人手でも営農が維持できるよう教育研修機能の強化や、公民館等の広域エリアで担い手確保、営農体制の維持に向けた取組を強化し、５年後に担い手がいる農業集落の割合７５％を目指します。

鳥獣被害対策につきましては、第１期計画においては、公募により応募のあった集落等について被害対策を行い、被害削減の効果があった一方、県や市町村で進める施策との連動性が希薄だったのではという課題も見えました。これを踏まえ、第２期計画においては、他の重点推進事項や市町村の施策とも連動させながら、産地づくり拡大に向けての取組はもちろん、特に中山間地域などでの営農の維持・発展の取組と一体となった鳥獣被害対策が実施できるよう、重点的に支援することで被害額ゼロを目指します。

その他、重点推進事項を進めるための取組として、農業では４項目を掲げております。個別の項目につきましては、２９ページから５８ページにかけて掲載しております。個々の説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、林業について、７３ページを御覧ください。将来ビジョン・基本目標につきましては、第１期計画から引き続き、令和１２年の原木生産量８０万立米を将来ビジョンとして設定し、計画期間中の目標としては、令和１１年の原木生産量７８．６万立米としております。

第１期計画では、森林経営自体の収益力を向上させるため原木生産と再生林の低コスト化を図り、生産された原木が高値で取引されるよう、より高品質、高付加価値な製品を作っていくという環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組んだ結果、植林から伐採までの経営収支モデルは黒字に転換しております。

第2期計画では、エネルギー、資材価格の高騰や伐採現場の奥地化、原木の大径木化等に伴い生産コストが上昇していることから、森林経営の収益力向上に向け、生産性向上や省力化の取組を強化してまいります。

続いて、74ページを御覧ください。原木生産の生産性向上につきましては、高性能林業機械や路網整備などの基盤整備に加え、ICT等の新たな技術の導入により、原木生産における労働生産性を令和5年度から33%以上の向上を目指します。

森林整備の省力化につきましては、作業の軽減につながる成長の早い苗木の供給の拡大、作業工程の省力化につながる新たな技術の導入など、森林整備に要する作業時間を令和5年度から9%以上の低減に取り組んでまいります。

製材用原木の需要拡大と安定供給につきましては、原木増産に見合った製材用原木の円滑な流通・安定供給を図るため、原木市場の流通機能の強化や中核的な製材工場の育成などにより、原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合15%以上を目指します。

高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大につきましては、住宅以外の建築物への県産木材利用促進に向けて建築士等との連携を強化するなど、製材工場における高品質・高付加価値木材製品の出荷割合53%以上を目指します。

林業の拡大を支える新規林業就業者の確保につきましては、高校生への林業に対する理解促進や事業体での就業体験等の取組支援、農林大学校での人材育成等に取り組み、毎年80人以上の新規林業就業者を確保してまいります。

また、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き林業事業体における労働条件、働きやすい就労環境等の改善を進め、新規就業者の5年定着率を70%以上に引き上げることを目標としております。

75ページを御覧ください。重点推進事項を進めるための取組として、林業では3項目掲げております。個別の項目につきましては、77ページから94ページにかけて掲載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、水産業について107ページを御覧ください。水産業の将来ビジョン・基本目標につきましては、第1期計画から引き続き県内の漁業就業者の過半を占め、沿岸の漁業集落を支える沿岸自営漁業に注力し、沿岸自営漁業の産出額を令和21年に54億円とすることを将来ビジョンとして設定し、計画期間中の目標としては、令和11年の沿岸自営漁業の産出額29億円としております。

また、漁村の維持に向けて、令和5年段階で漁業者が多く定住し漁業生産の中核を担う53の基幹的漁業集落について、漁業者の確保等により5年後も引き続き維持していくことをもう一つの将来ビジョン及び基本目標としております。

施策の全体像につきましては、108ページを御覧ください。第1期計画では、沿岸自営漁業の新規就業者の確保や他産業並みの所得の確保に向けて重点的に取組を進め、沿岸自営漁業における新規就業者数は着実に増えております。

第2期計画では、沿岸自営漁業の新規就業者の定着に向けた研修期間中の生活支援の強化や、新規就業者の受入れ環境整備として担い手育成に協力的な漁業経営体と連携し、指導体制を強化することで毎年18人以上の新規就業者の確保を目指してまいります。

また、沿岸自営漁業者の所得向上に向けて、海洋環境が変化する中、新たな漁法に取り組む場合の漁具の貸与や、効率的な漁業を可能とするスマート技術の導入、消費者ニーズ

に対応した商品づくりを支援し、他産業並みの所得水準となる水揚げ金額720万円以上の担い手漁業者数118人以上を目指してまいります。

企業の漁業の維持・発展につきましては、高性能漁船の導入支援等により、現在10万トンの企業の漁業の生産量を10%増加させることを目標としております。

内水面漁業の再生・維持につきましては、資源回復・安定化に向けて、アユでは県外産種苗から県内産種苗への切替えや放流拡大を推進してまいります。

重点推進事項を進めるための取組として、水産業では3項目を掲げております。個別の項目につきましては、111ページから124ページにかけて掲載しております。説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、パブリックコメントの状況について御報告いたします。資料1-2を御覧ください。第2期島根県農林水産基本計画の素案に対するパブリックコメントを2月7日から3月5日まで実施しております。いただいた主な御意見の概要と、それに対する県の考え方について取りまとめております。また御確認いただければと思います。

今後につきましては、必要な見直し、修正を加えまして、最終的に3月中には計画を策定したいと考えております。私からの報告は以上です。

○岸田農業経営課長

続きまして、資料2を御覧ください。中山間地域農業の現状について御説明いたします。次期農林水産基本計画に盛り込まれている内容につきまして、その背景を御理解いただく意味で改めて、農林業センサスのデータを用いて中山間地域と平坦地域を比較し整理したものを御報告させていただきます。なお、地域の区分につきましては、中山間地域活性化条例に基づく現行の地域区分を基に旧村単位で区分し、旧村単位でデータの無いものにつきましては、松江市、出雲市を平坦地域、それ以外の市町村を中山間地域に区分して算定をしております。また、それぞれの区域におきまして、3件未満の場合はデータが公表されておりませんので、合計数字と合わない部分があることを御了解いただきたいと思います。

まず、1の生産条件の比較です。最初の表、総面積に対する耕地面積の割合ですが、赤枠の部分、中山間地域が平坦地域の半分以下となっておりまして、農地が少ないことが分かります。

2番目の表、1集落当たりの経営耕地面積ですが、赤枠の部分、中山間地域が平坦地域の7割程度でありまして、その下の表、30アール以上の田の割合を見ますと、赤枠の部分、中山間地域が平坦地域の半分以下となっておりまして、集落内の農地が少なく区画が小さいことが分かります。

さらに一番下の表、水田における畦畔面積の割合を見ますと、赤枠の部分、中山間地域が平坦地域の倍以上となっておりまして、畦畔管理により多くの労力が必要となることが分かります。

続いて、2ページを御覧ください。農地の流動化の状況でございます。まず、最初の表、経営耕地の状況ですが、赤枠を見ていただきますと、経営体数の減少率と経営耕地の減少率をそれぞれ比較しますと、中山間地域は平坦地域より経営体数の減少率が小さいにもかかわらず、経営耕地面積の減少率は平坦地域の倍近い減少率となっております。

次に、中ほどの表、経営耕地面積の増減を規模別に見てみますと、下段の中山間地域で

は赤枠の部分、5ヘクタール以上の経営体の面積が増加しておりますけれども、その面積は5ヘクタール未満の経営体の減少面積、赤字にしておりますけれども、6,054ヘクタール、この4割程度しかカバーできておりません。一方、上段の平坦地域では、赤枠を見ていただきますと、10ヘクタール以上の経営体が減少面積の65%程度をカバーしている計算になります。

その下の表、耕地の借入れの状況を見ますと、表の赤枠の一番右の欄、借入れの経営体の割合は両地域とも30%程度ですけれども、その面積を見ますと1経営体当たりの借入れ面積は平坦地域が5.1ヘクタールに対して、中山間地域1.9ヘクタール、経営耕地面積全体に対する借入れ面積の割合も平坦地域が64%に対して、中山間地域47%となっておりまして、中山間地域は受け手農家がいても規模拡大がしにくい状況だということが分かります。

続いて、3ページをお願いします。3、担い手の状況でございます。最初の表が個別経営体における主業農家、これは農業所得が主で65未満の農業従事日数が60日以上の方がいる農家ですけれども、この割合が赤枠の部分、中山間地域よりも平坦地域が高くなっております。

また、次の表、農業経営体における法人経営体の割合は赤枠の部分、中山間地域の2.7%に對しまして、平坦地域は4%と高くなっております。

続いて、雇用の状況です。1経営体当たりの雇い入れた人数につきましては、中どころの赤枠、両地域で大きな差はございませんが、その左の欄、雇い入れた経営体の割合を見ますと、農業経営全体で、中山間地域の8%に對しまして平坦地域は18%と倍以上となっております。

続いて、4ページに移りまして、5、経営の状況でございます。まず、最初の表は品目別の経営体数になりますけれども、赤枠の一番左の欄ですが、両地域とも経営体の8割程度が稲を作付しており、麦・大豆及び園芸作物については、中山間地域は平坦地域に比べ、その作付をする経営体の割合が少なくなっているという状況です。一方、経営の大規模化が進む畜産の経営体数については、全体的に少ない状況ですけれども、赤枠の肉用牛の欄、小規模飼養農家の多い繁殖牛経営については中山間地域のほうが割合が多くなっております。

次の表、経営耕地面積の規模別で経営体数を見ますと、一番左の赤枠の欄、1ヘクタール未満の経営が中山間地域では7割を上回っております。そして、その下のグラフ、中山間地域での農産物販売金額別の経営体数を載せておりますけれども、一番上の稲作につきましては85%が販売額は100万円未満となっております。販売額1,000万円以上の経営体数は458経営体でございまして全体の3.6%程度でございしますが、畜産につきましては、約2割が3,000万円を超える経営体となっております。

以上の状況を5ページの枠囲いにまとめております。まず、生産状況につきましては、中山間地域は平坦地域に比べましてまとまった農地が少なく圃場の区画も小さく、また畦畔も大きいなど、生産条件が不利であることが分かります。そのため、農地の受け手となる農家については一定数おられるものの規模拡大が進みにくく、小規模で、離農した人の農地の4割程度しか活用できておりません。

中山間地域は経営規模が平坦部より小さく、主業農家や法人経営体の割合も平坦地域に

比べて少なくなっております。

また、中山間地域の経営品目は8割が水稻で、そのほとんどが販売金額100万円未満で、畜産では2割の経営体が販売額3,000万円を超えております。

7として、今後の取組ですけれども、現在、高齢化等によりまして、小規模稲作農家を中心に離農が急速に進んでおりまして、これらの農地の維持・管理が大きな課題でありますけれども、そうした中でも5ヘクタール以上の中規模以上の農家では規模拡大が進んでおりまして、これらの農家が今後規模拡大を進めやすくするための対策が必要と考えております。

そこで、今後、農地、農業生産の維持に向けまして、以下の①から④の対策を重点的に実施していきたいと考えております。

まず、集落を単位として担い手確保を考えるのは難しいため、現在、各市町村で作業が進められております地域計画の策定エリアなど、広域での農地の利用調整や体制づくりを推進すること。また、経営の継続性が期待でき、農地集積の対象となる中規模以上の農家の確保を進めるため、機械導入の支援や農大における研修体制を整備。さらに、担い手が規模拡大する際に課題となります草刈りや水路維持等を、地域が主体的に行う仕組みづくりでありますとか、小規模農家の基幹作業を請け負う作業受託組織の育成を推進。そして、圃場の区画を広げるなど作業性の向上、あるいは機械除草に適した畦畔整備、給排水の遠隔操作が可能な水路整備などを併せて実施など、以上、今後の中山間地域農業の維持・発展に向けた取組につきまして、次期農林水産基本計画、あるいは来年度当初予算の中で盛り込んで進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中村芳信委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑を受けることにいたします。

ただいまの説明に対しまして意見、質問等があればお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

農業中心について意見も言いたいと思います。先ほど、中山間地域活性化計画の話でしたけれども、基幹産業である農業が島根県の中でいかに持続的に継続、持続していくのか、あるいは発展していくのかというところが大事だと思うんですけれども、世界的な大きなこの食料の流れを見ると、世界の人口っていうのはまだ増え続ける、やがて止まるときが来るんでしょうけれども、世界人口は増え続ける。それから、今、日本は円安で輸入品目が非常に高くなっている、これは知事も是正を求めておられる。今後、世界全体で見たときに食料生産がどうなっていくのか、あるいは今、日本は輸入に依存してる中で、政府としての食料自給率を引き上げるといふところのトーンが大分落ちたと思うんです。お金さえ出せばいつでも食料が手に入るという時代は私は終わりつつあると思います。もっと言うと、お金を払えばというそのお金がどこまで出せるのかということ、今たまたま円安なのかもしれませんけれども、輸入品にお金をどれだけかけるのかということも課題になってくるといふふうに思うんです。そういう中であって、今、島根県の農政っていうと、従来から産業政策、それから地域政策という言い方をされてきた中で、今回はこの計画もそうですけれども、生産性の向上、収益性の向上ということで、農業産出額100億円増を

掲げて、いかに高く売れるものをしっかり作っていくのかっていうところがメインに考えられてきたと思うんですね。

その一方で、地域政策としてどうしていくのかというところを、これは同時に知恵を絞られて施策は打ってこられたと思うんですけれども、やっぱり日本人の、あるいは島根県民の胃袋をいかに満たすためにその責任を果たすのか、農業生産というのは単に利益を上げるためではなくて、農村を守るためっていうのは、当然それもあるかもしれないですけども、やはりこの食料をいかに確保していくのかっていう視点が私は大事だと思うんです。ですから、何が言いたいかというと、高く売れるものをいかに作るかっていう視点はこれは間違いではないと思うんですけれども、基本に据えるべきは、食料をしっかり生産する基盤をどう守っていくのかというところも、これは地域政策にも当てはまると思うんですけれども、この視点も太く打ち出しといてほしいと思うんです。これは各論の話ではなくなるので、何度もこれは、こうしろああしろっていうのは言いづらいことではあるんですけれども、食料生産あるいは農業生産の考え方として私は、マーケットインの視点ということも繰り返されてきたんですけれども、単にお金に換わればいいという話ではなくて、今後、世界的な食料不足が起きるであろうということも踏まえた上で、農地をいかに保全していくのかっていうところも踏まえた上で、いろいろ施策展開してほしいと思います。だから、多少生産性が悪くたって、あるいは効率が悪くたって、守らないといけない農地っていうのはたくさんあると思いますので、その上での施策展開っていうのも私は基本に据えるべきだろうと思います。御意見があればお願いします。

○中村芳信委員長

野村農林水産部長。

○野村農林水産部長

大国委員の御意見ですけれども、まさに問題意識はよく分かります。これまでの農林水産基本計画は、基本的にはマーケットインということで、少しでも収益性の高いものをしっかり作っていくということに主眼を置いて進めてまいりました。今回の第2期計画につきましては、先ほど農業経営課長から説明がありましたように、中山間地域の農業は人口減少や高齢化が進んでいるということを踏まえて、これから担い手も減ってきますので、より少ない担い手の数でより多くの農地をしっかりと守っていけるような観点で、先ほど政策体系を説明したところです。国におきましても、先ほどおっしゃられたような問題意識を持っていると思っておりまして、まさに今回、食料・農業・農村基本法の改正の中で、地域計画という形で中山間地域を含めて優良農地を効率的にゾーニングして守っていこうということだけではなくて、輸出も含めて、なるべく国内の農地をフル活用して、将来にわたって食料を安定的に国民に供給できるような体制をつくろうとしておりますので、我々も基本的には大きな方向性としては、国も県も同じ考え方に向かって農業振興に取り組んでいくことだと考えております。

○中村芳信委員長

吉野委員。

○吉野委員

私のほうから、農林水産基本計画についてですが、これ説明はございませんでしたけれども、御意見と県の考え方のところ、市町村から出たということになっていますが、5

年計画じゃなくてもうちちょっと短くてもいいんじゃないかという、いろんな状況の変化があるからということで、県のほうも臨機応変に対応してまいりますというお答えで、これでいいと思っておりますけれども、基本的には。ですが、この間も米の価格が非常に上がっていて、こういったことは全く織り込まれているということではなく、この間も畜産の関係者の方からは、この飼料用米の生産がこの県内でも滞るというようなことも心配されておりますので、ぜひ、ここに書いてあるとおりなでありますけれども、この計画は計画として、しっかりこの状況の変化に対応して臨機応変に進めていただきたいなという思いでございます。何となくこの意見だという感じになりますけれども、このことについても御回答あればよろしくお願いします。

○中村芳信委員長

志田原農林水産総務課管理監。

○志田原農林水産総務課管理監

委員から御意見いただいたとおり、計画自体は5年計画ということで、大きな方向性を示しております。実際には、1年1年でそのときの状況を見据えながら施策等を反映させてまいりたいと考えております。以上です。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

常任委員会で質問すべきことなんでしょうけども、林業についてであります。昨年、物流の2024年問題というのがあったわけですけども、これが今年以降もより本格化していくんだろうと思っておりますけども、農業とか水産業っていうのは6次産業化も含めて常に消費に密着したところで、そういった物流のことも含めて考えられてるわけですけども、林業の部分について、この物流の視点というのがあまり聞こえてこないんですね。

特に、原木の物流って考えた場合はものすごく重量物ですので、しかも生産地から持っていく、市場までは非常に遠いということもありまして、非常に非効率、これがコストが跳ね上がっていくと収益を圧迫していくっていうのは明らかであります。この物流のほうと、これは商工労働部かもしれませんが、連携を取って何かしら考えていかなければならないんじゃないかと思います。一例を挙げますと、隠岐はもっと今の出荷量の倍ぐらい木は出荷できる体制は、隠岐側では何とかできると思うんですよ。それを本土に運ぶ手だてがないんですね、これ、船がない、船でしか運べないので。そういったことも考えますと、本土側でも同じような物流の問題が大きいと思うんですけども、林業の計画に、この物流の視点を持っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中村芳信委員長

松村林業課長。

○松村林業課長

委員のほうから林業の計画に物流の視点をというお話がございました。先ほど委員からも御説明がございましたように、林業で取り扱います原木につきましては、重量がかさむということで、それぞれの地域で製材加工あるいは合板、チップに加工することが重要で、そういった加工をするところが県内各地にバランスよく配置されておりますので、今のところ林業の物流に関しては、大きな問題というのはお聞きしていないところでございます。

一方で、基本計画におきましては、原木流通の合理化ということで、原木市場が県内に5つありますが、そこでの取扱いのしやすさ、流通の合理化ということにしっかり取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

答弁、結構でございますけども、生産者側は現状に応じて生産するという事になっていと思うんですけども、これを増やしていこうと思うと、その前提条件というところまで考えていかないと増えないということだと思いますんで、その辺の視点も今後持っていたきたいなと思います。

○中村芳信委員長

山根委員。

○山根委員

今後の中山間地域農業の維持に向けた取組をこういうふうにして進めますよという御説明を受けました。誠にこのとおりだろうと私も思います。その上で、二、三お願いをさせてもらいます。まず、①、②で書かれた農地の集約化につきましては、このPRをぜひ農家の人に対して広くやってほしいと思っています。これは、本来は市町村の仕事だろうと思いますが、残念ながらこの点については市町村の力はあまりにも脆弱です、島根県の場合、県がやらざるを得ないと。そうしないと、このことは進まないとは私は思っております。くどくど言いませんが、よろしく願いをいたします。

それから、もう一点は、共同作業の仕組みを考えます、仕組みづくりを推進しますとおっしゃっていますが、この共同作業を担う人間が少なくなってきています。我々の水路の掃除等につきましても、田んぼを持っている人が全員出席が基本線ですけども、もうグブアップしている農家がたくさんいらっしゃいます。このことについての新しい仕組みづくりをちょっと考えていただけないのかなと思います。もちろん畦畔の草刈りなんかも、中山間地域は角度が急でございますし、今までは団塊の世代が、我々の世代が一生懸命草刈り機を、足を踏ん張ってやってきましたが、もうできません。

ここに機械除草に適した畦畔の整備と書いてありますが、それも角度が急で、対応が不可能なところがたくさんございます。したがって、ここら辺をどうしていくのかという営農指導をしっかりとお願いをしたいと思います。

結局は、④で書かれたような基盤の整備の推進、これが中山間地域の農業にとっては切り札になってくると思います。そして、今、ドローンで、鉄のコーティングをした米をまいたのと、従来の田植機で定植したのはほぼ、県はどう考えておられるか知りませんが、我々の地域で行っているところは、ほぼ収益量は一緒であります。ということは、機械化を進めて、その余った労力をほかに転用できることになりますから、結局それが農家の所得の向上にもつながるというふうに思います。

しかし、そのためには条件が当然あります。区画がきちっと整理されていることが一番の問題です。ですから、県といたしましても基盤整備の推進に県の農林水産部が本当に力を入れてもらって、国からの補助もたくさん取ってもらって、本当に感謝していますけれども、これをしっかりやっていただきたいとお願いをさせていただきたいと思います。

繰り返しますが、また市町村の担当体制が脆弱だなんて、ちょっと失礼なことを言いましたけども、このことにつきましては県も市町村も一体となって、そして農家が一体となって立ち向かっていかなくは農業の問題は解決いたしませんので、この点について県の指導を、指導っていうか誘導をよろしくお願いさせていただきたいと思います。

○中村芳信委員長

岸田農業経営課長。

○岸田農業経営課長

山根委員のほうから、いろいろ御意見なりいただいたところですが、まず集約化のPRということでございました。この点につきましては、市町村とも連携しながらですが、いろんな場面を通じてPRをしていきたいと思います。

それから、共同に向けた新しい仕組みづくりということで、幾つか御提案もいただいたところですが、まず人がいないという点については、おっしゃるとおり、かなり若い人が減っているという状況はどこも同じなんですけれども、ある地域においては、若い人たちが声かけし合って、新しく草刈り隊という形で畦畔の草刈りを受けてやるような体制をつくろうということで、取り組まれている事例が県内でも出はじめてきておりますし、それから、今後どうするかという話し合いをするときに、地元に住んでいる若い人も当然ですが、家から出てしまっているんだけど、例えば1時間ぐらいとか、30分ぐらいの距離で帰ってこれる若いもんもおるわみたいな、そういった実際にどういう人がいるかというような調査をまずはしてみよう。その方々が将来的に帰ってくるとかこないとか、いや、作業をするんだったら帰ってくるよみたいな調査をするところから、将来の確保をどうするかを検討しようというような地域もございます。

それから、草刈りでいいですよと、先ほど言われましたように傾斜のきつい畦畔もたくさんございますので、そういった傾斜のある畦畔で草刈りができるリモコンの除草機も幾つか出てきております。

それから、圃場整備の話がございましたけれども、近年、圃場整備をする際に畦畔を広く取って、トラクターでその草刈り機を装着した形で畦畔の草刈りが、夏場の暑いときでもエアコンの効いた室内で操縦しながら草刈りができるようなトラクターもございますので、そういった作業ができる畦畔に圃場整備のときにしてしまうという事例も県内でも出てきております。

それから、ドローンの直まきの話もございました。今の農業に関わる人が減っていく中で、スマート農業は非常に大切な取組だということで、国も予算を拡充して進めていこうとしてるところでございますけれども、ドローンの直まきについては、県内でも事例が出てきておりますけれども、安定性という部分では、まだ振れがあるのかなというふうに思っております。その辺、そういった省力化の取組を情報収集しながら、必要な分はまた普及につなげていきたいというふうに思っております。

それと、最後ございました、一体となって進めていくという部分につきましては、今回、基本計画の中にも盛り込んでおりますけれども、そういった新しい仕組みづくり、人の確保というものを地域と一緒にやってビジョンをつくりながら取り組んでいこうということで、予算も含めて強化をしていくということで考えておまして、具体的に取組を進める地区数なんかも目標に掲げて取り組むことにしておりますので、その点についても一体と

なって取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○中村芳信委員長

山根委員。

○山根委員

お答えいただきまして誠にありがとうございました。私が言いたかったのは、一つ一つの項目はよく分かっておるつもりでございます。したがって、私が言いたかったのは、人手が、人が不足してきた、そうすると必然的に農業のやり方も変えんといけん、その変えんといけん意識が残念ながら農家の方にはまだ不足しているんじゃないかな。例えばうちの集落でも、集約化を進めていったほうがいいよと僕はさんざん言うのですが、そのためにはこんな有利な国庫補助制度があるから、これ使ってやろうやと言うけども、それは、あそこの家が集約化して大きくなってもうかるだけじゃないかと。私の田んぼは、こっからこっちに移るだけじゃないかと。こういう、全体的を考えずに部分的しか考えないって言ったら語弊があるかもしれない、当然かもしれないけども、そういう意識がまだ強い。したがって、そういうことに対する経営の在り方を変えていくためのPR、あるいは意識の変更をやらないと、中山間地域の農業は、ちょっと今の厳しい現状を説明いただきましたが、それは根本的に変わらないのではないかと、ということでもありますので、岸田課長、引き続き御努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○中村芳信委員長

森山農林水産部参事。

○森山農林水産部参事（調整）

山根委員のほうから基盤整備の推進について、御意見いただきましてありがとうございます。委員のほうから御意見のありましたように、農地の集約化、農地の生産性の向上、また省力化のため、基盤整備は必ず必要なものだと考えております。地域のほうからも多くの基盤整備の要望をいただいております。基盤整備は、これまで生産性の向上を主体としてやっておりました。今後は中山間地の農業、農村を守るという視点も非常に大事だと思っております。引き続き、地域の実情に応じた基盤整備を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

○中村芳信委員長

田中委員。

○田中委員

私も、基盤整備がなければ、今、島根県まだまだ足りませんので、とにかくしっかりとこの事業については進めていただきたいということが、まずお願いであるということと、4ページなんですけど、農業の主な特徴（強み）と上がっているところで、「美味しまね認証」となっております。やはり、島根県が一番先にこの地域のGAPということで取ってきた。もちろん日本の食料事情をこれからもっともっと立て直していかないといけないことが一番であるというふうに思うんですけども、輸出ということも考えて、先のことを考えていかないといけないと思っております。昨日、境港管理組合議会のほうで報告あったんですけど、香港のほうに、船で、生産物、ブドウですとかそういったものを16日間かけて行ったときに、どういう状況になるかという実証をしていただきました。生産物がということで、境港から輸出した場合どうなのかということで、いろいろ試行錯誤いた

いておりまして、ほぼほぼ良好な状態で16日後に着いたということでありました。では、今後どういうふうな展開ですかという話をしたら、両県、山陰ですね、その輸出のというようなまだ段階になっていない、もちろん量が少ないことも当然であるということも分かっていますけれども、せっかくGAPを取っているのであれば、いろんな品種を集めてそれをパッケージにして輸出ということもぜひとも視野に入れて、高付加価値を上げていくようなことも今後考えていっていただきたいなと思いますし、このページ4番のところに、ぼたんの生産量が1番ということで大々的に載っているわけですが、6ページには、そのぼたんのこと、農産物の生産状況で全国順位出しているんだったら、ぼたんを入れておかないと、こんなふうにはぼたんはすごいですよって言う割には、多分、生産量が少ないからかもしれないけど、こういうところも何か、こっちは出しているけど、こっちは出さずという感じで、何か全体といいますか、形がどこを目指しているのかっていうのが、少しずれているといいますか、ぼけているというところもあるんじゃないかなと感じました。もちろん1番だったらここら辺、もっともっと出しますよっていうことも出しながら、いや、まだまだこっちはやりますよというような明確なものが私はあってほしいなと感じました。以上です。

○中村芳信委員長

志田原農林水産総務課管理監。

○志田原農林水産総務課管理監

御意見ありがとうございます。まず、統計データの件につきまして、4ページに掲載されているぼたんの部分が6ページのところにないという御意見、確かにそのとおりだと思います。この統計データのP6のところにつきましては、もう一度、より運動性のある資料ということで修正を検討させていただければと思います。

○中村芳信委員長

堀江産地支援課長。

○堀江産地支援課長

輸出に関しまして、御意見いただきました。輸出に関しましては、これまでも県内の各地で取り組まれている品目もありますので、そういった事例を伸ばしていくというところは必要だと思っております。ただ、輸出先国のいろんな規制ですとか、取組に当たってもリスクがございます。そういった課題にも対応しながら輸出に取り組んでいきたいという産地については、また県のほうでも支援も考えていきたいと考えております。以上でございます。

○中村芳信委員長

中村絢議員。

○中村絢委員

中山間地域農業の現状についての4ページなんですけども、今、中山間地域の農地を畜産の面から考えていたんですけども、畜産というと当然食べ物は飼料用米なんかもあるわけなんですけども、飼料用米も当然、近年値上がりしているのは分かるんですけども、そこで、畜産を担っている方々っていうのが、収益的には1,000万円以上の経営体も、ほかのものに比べては売上げが上がっているっていうことを見ると、今後その米がどれほど飼料用として確保できるのかっていう、恐らく考えも持っておられる方もおられるんじゃない

かなと思っております。あくまで、今日、ここに出てきている数字上の話ですので、現場を見ているわけではないんですけども、それらの今の状況を見たときに、畜産をやっておられる経営体の中でも、特に中山間地域が多いという現状と、あと中山間地域では米の農家が少なくなっているとか、そういったことを見ると、畜産の中である程度経営体で力のあるところであれば、自分のところで、まず米を、それこそ飼料用米まで手を出してみようかと。今、畜産の経営者自身がやるかどうかは別として、そこは中心的な組織になって、今の耕作放棄地をうまく具合に活用して飼料用米として、全部米ではないとは思いますが、現状、畜産の経営体の中で米をまず作っているところ、またそこに県として用意したときに、そのニーズがあるのかどうかというのを、教えていただきたいというところと、現状として、そういった農地を守る上でその視点も重要じゃないかなと思ったので、何か考えがあれば教えていただきたいです。

○中村芳信委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

中村絢委員、ありがとうございます。飼料米ということで、畜産農家が直接作っているという事例は残念ながら現状ではありませんが、わらとかWCS、こういったものについては、安来や大田の事例では、畜産農家が主体的に生産、製造までリードするという形が取られています。そういった地域で拡大する傾向がございます。先ほど、飼料米、実は生産を拡大したい、自分たちで栽培してもいいんじゃないかという声も出はじめております。この計画の中で、重点推進事項を進める項目として、耕畜連携を強化するという項目を上げております。この中では、先ほど申しましたとおり畜産農家が主導する取組を強化、拡大していくという内容にしておりますので、まさにおっしゃっていただいたようなことを次の計画では進めていきたいと考えております。以上です。

○中村芳信委員長

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、以上で報告事項を終わります。

そのほか、この際何かございますか。

ないようでありますので、以上で所管事項の調査を終わります。

執行部の皆様には御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

委員の皆様は、引き続き協議事項がありますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

○中村芳信委員長

それでは、委員間協議を行います。

タブレットに載せておりますけれども、2月14日の委員会において、委員長報告の素案をお示しして御意見を伺ったところでありますが、その後、特に追加の御意見はございませんでした。

また、本日の委員会において、第6期中山間地域活性化計画の最終案が提示されたところでございますけれども、このことにつきまして委員長報告に記載したいと考えております。

内容につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。

本日、予定しております議題は以上でありますけれども、この際、委員の皆さんから何かございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、最後に一言御挨拶をさせていただきます。

この2年間、皆様方には大変ありがとうございました。委員会の調査、審査に積極的に参加していただいてありがとうございます。そして、委員会の調査テーマということで、地産地消、地消地産による地域内経済循環ってことで取り上げて、それなりの成果も出たと私は思っておりますけれども、それが県の島根創生計画で改めて載るし、それから中山間地域活性化計画、6期計画でも議題に載ってきたってということで、新年度からこれに着目した新しい事業も執行部のほうも取り組んでいただくということで、非常にいい委員会活動ができたんじゃないかと思っております。これも皆さん方が積極的に協力していただいたおかげでございまして、ありがとうございます、改めてお礼を申し上げたいと思います。

また、今期の中山間地域・離島振興特別委員会は本日をもって終わりということで、解散になると思いますけど、また今後どうするかは、また5月以降に皆さんと相談して決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で中山間地域・離島振興特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。